

号 外 第 13 （ 平 成 27 年 5 月 29 日 発 行 ）	発 行 日 5 日 、 15 日 、 25 日
横 浜 市 報	発 行 所 横 浜 市 役 所 横 浜 市 中 区 港 町 1 丁 目 1 番 地

目 次

頁

〔条例〕

△ 横浜市手数料条例等の一部を改正する条例【建築局建築情報課】	2
---------------------------------	---

〔規則〕

△ 横浜市事務分掌規則等の一部を改正する規則【建築局建築情報課】	9
----------------------------------	---

〔その他〕

△ 係事務分担の一部改正【総務局人事課】	17
----------------------	----

条 例

横 浜 市 手 数 料 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を こ こ に 公 布 す る 。

平 成 27 年 5 月 29 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 条 例 第 40 号

横 浜 市 手 数 料 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

（ 横 浜 市 手 数 料 条 例 の 一 部 改 正 ）

第 1 条 横 浜 市 手 数 料 条 例 （ 平 成 12 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 32 号 ） の 一
部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 2 条 第 125 号 の 2 中 「 同 法 第 20 条 第 2 号 に 定 め る 基 準 （ 建 築
基 準 法 施 行 令 （ 昭 和 25 年 政 令 第 338 号 ） 第 81 条 第 2 項 に 規 定 す る
基 準 に 従 っ た 構 造 計 算 で 、 同 法 第 20 条 第 2 号 イ に 規 定 す る 方 法 に
よ る も の に よ っ て 確 か め ら れ る 安 全 性 を 有 す る こ と に 係 る 部 分 に
限 る 。 ） に 適 合 す る か ど う か の 審 査 （ 次 号 及 び 第 125 号 の 5 に お
い て 「 法 第 20 条 第 2 号 の 構 造 適 合 審 査 」 と い う 。 ） 」 を 「 同 法 第
6 条 の 3 第 1 項 の 特 定 構 造 計 算 基 準 又 は 特 定 増 改 築 構 造 計 算 基 準
に 適 合 す る か ど う か の 審 査 （ 以 下 「 構 造 適 合 審 査 」 と い う 。 ） 」
に 改 め 、 「 当 該 工 事 に 係 る 同 法 第 6 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 申 請
に お い て 第 134 号 に 規 定 す る 構 造 判 定 を 必 要 と す る 工 事 そ の 他 の
規 則 で 定 め る 工 事 を 除 く 。 」 を 削 り 、 同 条 第 125 号 の 3 中 「 法 第
20 条 第 2 号 の 」 を 削 り 、 「 の 床 面 積 」 の 次 に 「 （ 当 該 一 の 建 築 物
の う ち 、 申 請 時 に 同 法 第 6 条 の 3 第 7 項 又 は 第 18 条 第 10 項 の 規 定
に よ る 適 合 判 定 通 知 書 又 は そ の 写 し の 提 出 が あ る も の に あ っ て は
、 当 該 提 出 に 係 る 一 の 建 築 物 の 部 分 の 床 面 積 を 除 い た 床 面 積 ） 」
を 加 え 、 同 号 ア 中 「 171,400 円 」 を 「 156,000 円 」 に 改 め 、 同 号
イ 中 「 228,700 円 」 を 「 209,000 円 」 に 改 め 、 同 号 ウ 中 「 262,20
0 円 」 を 「 240,000 円 」 に 改 め 、 同 号 エ 中 「 346,400 円 」 を 「 31
8,000 円 」 に 改 め 、 同 号 オ 中 「 636,900 円 」 を 「 587,000 円 」 に
改 め 、 同 条 第 125 号 の 5 中 「 法 第 20 条 第 2 号 の 」 を 削 り 、 「 床 面
積 」 の 次 に 「 （ 当 該 一 の 建 築 物 の う ち 、 申 請 時 に 建 築 基 準 法 第 6
条 の 3 第 7 項 又 は 第 18 条 第 10 項 の 規 定 に よ る 適 合 判 定 通 知 書 又 は
そ の 写 し の 提 出 が あ る も の に あ っ て は 、 当 該 提 出 に 係 る 一 の 建 築
物 の 部 分 の 床 面 積 を 除 い た 床 面 積 ） 」 を 加 え 、 同 条 第 134 号 中 「
同 法 第 6 条 の 3 第 1 項 の 構 造 計 算 適 合 性 判 定 （ 以 下 「 構 造 判 定 」
と い う 。 ） を 必 要 と し な い も の 」 を 「 省 令 主 事 適 合 審 査 （ 同 法 第
6 条 の 3 第 1 項 た だ し 書 又 は 第 18 条 第 4 項 た だ し 書 の 規 定 に 基 づ
き 構 造 計 算 に 関 す る 高 度 の 専 門 的 知 識 及 び 技 術 を 有 す る 者 と し て
国 土 交 通 省 令 で 定 め る 要 件 を 備 え る 者 で あ る 建 築 主 事 が 建 築 基 準

法施行令（昭和25年政令第338号）第9条の3に定める基準に適合するかどうかを審査することをいう。次号、第139号の2の2及び第139号の3において同じ。）をしない場合」に改め、「による。」を削り、同条第134号の2を次のように改める。

(134) の2 建築基準法第6条第
1項の規定に基づく建築物の
確認申請手数料（省令主事適
合審査をする場合に限る。）

1件につき建築物の床面積
（変更等に係る場合におい
ては、当該変更等をする部
分の床面積の合計に0.5を
乗じて得た面積（ただし、
建築物の計画の変更で床面
積の増加する部分にあって
は、当該増加する部分の床
面積））を合計した面積に
応じ前号に規定する額と省
令主事適合審査をする一の
建築物の床面積に応じ第12
5号の3アからオまでに掲
げる額を合計した額

第2条第139号の2の2中「構造判定を必要としないもの」を
「省令主事適合審査をしない場合」に改め、同条第139号の3中
「構造判定を必要とするもの」を「省令主事適合審査をする場合
」に、「構造判定を必要とする一の」を「省令主事適合審査をす
る一の」に、「第134号の2ア及びイ」を「第134号の2」に改
め、同条第139号の9ア中「建築基準法第20条第2号又は第3号
に定める基準（建築基準法施行令第81条第2項又は第3項に規定
する基準に従った構造計算で、同法第20条第2号イに規定する方
法若しくはプログラムによるもの又は同条第3号イに規定するプ
ログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに
係る部分に限る。）に適合するかどうかの審査（以下「構造適合
審査」という。）」を「構造適合審査」に改め、同号イ中「一の
建築物の床面積」の次に「（当該一の建築物のうち、申請時に建
築基準法第6条の3第7項又は第18条第10項の規定による適合判
定通知書又はその写しの提出があるものにあっては、当該提出に
係る一の建築物の部分の床面積を除いた床面積）」を加え、「(ア)
及び(イ)に」を「次に」に改め、同号イ(ア)及び(イ)を次のように改め
る。

(ア) 床面積の合計が 1,000

平方メートル以下の場合	1 棟につき	156,000 円
(イ) 同	1,000	
平方メートルを超え、2,000 平方メートル以下の場合	同	209,000 円
第 2 条 第 139 号 の 9 イ に 次 の よ う に 加 え る。		
(ウ) 同	2,000	
平方メートルを超え、10,000 平方メートル以下の場合	同	240,000 円
(エ) 同	10,000	
平方メートルを超え、50,000 平方メートル以下の場合	同	318,000 円
(オ) 同	50,000	
平方メートルを超える場合	同	587,000 円

第 2 条 第 139 号 の 10 イ 中 「一 の 建 築 物 の 床 面 積」 の 次 に 「（ 当 該 一 の 建 築 物 の う ち 、 申 請 時 に 建 築 基 準 法 第 6 条 の 3 第 7 項 又 は 第 18 条 第 10 項 の 規 定 に よ る 適 合 判 定 通 知 書 又 は そ の 写 し の 提 出 が あ る も の に あ っ て は 、 当 該 提 出 に 係 る 一 の 建 築 物 の 部 分 の 床 面 積 を 除 い た 床 面 積 ） 」 を 加 え 、 「 前 号 イ (ア) 及 び (イ) 」 を 「 前 号 イ 」 に 改 め 、 同 条 第 139 号 の 12 イ 中 「一 の 建 築 物 の 床 面 積」 の 次 に 「（ 当 該 一 の 建 築 物 の う ち 、 申 請 時 に 建 築 基 準 法 第 6 条 の 3 第 7 項 又 は 第 18 条 第 10 項 の 規 定 に よ る 適 合 判 定 通 知 書 又 は そ の 写 し の 提 出 が あ る も の に あ っ て は 、 当 該 提 出 に 係 る 一 の 建 築 物 の 部 分 の 床 面 積 を 除 い た 床 面 積 ） 」 を 加 え 、 「 第 139 号 の 9 イ (ア) 及 び (イ) 」 を 「 第 139 号 の 9 イ 」 に 改 め 、 同 条 第 139 号 の 14 イ 中 「一 の 建 築 物 の 床 面 積」 の 次 に 「（ 当 該 一 の 建 築 物 の う ち 、 申 請 時 に 建 築 基 準 法 第 6 条 の 3 第 7 項 又 は 第 18 条 第 10 項 の 規 定 に よ る 適 合 判 定 通 知 書 又 は そ の 写 し の 提 出 が あ る も の に あ っ て は 、 当 該 提 出 に 係 る 一 の 建 築 物 の 部 分 の 床 面 積 を 除 い た 床 面 積 ） 」 を 加 え 、 「 第 139 号 の 9 イ (ア) 及 び (イ) 」 を 「 第 139 号 の 9 イ 」 に 改 め 、 同 条 第 139 号 の 19 イ 中 「一 の 建 築 物 の 床 面 積」 の 次 に 「（ 当 該 一 の 建 築 物 の う ち 、 申 請 時 に 建 築 基 準 法 第 6 条 の 3 第 7 項 又 は 第 18 条 第 10 項 の 規 定 に よ る 適 合 判 定 通 知 書 又 は そ の 写 し の 提 出 が あ る も の に あ っ て は 、 当 該 提 出 に 係 る 一 の 建 築 物 の 部 分 の 床 面 積 を 除 い た 床 面 積 ） 」 を 加 え 、 「 第 139 号 の 9 イ (ア) 及 び (イ) 」 を 「 第 139 号 の 9 イ 」 に 改 め 、 同 条 第 139 号 の 22 イ 中 「一 の 建 築 物 の 床 面 積」 の 次 に 「（ 当 該 一 の 建 築 物 の う ち 、 申 請 時 に 建 築 基 準 法 第 6 条 の 3 第 7 項 又 は 第

18 条 第 10 項 の 規 定 に よ る 適 合 判 定 通 知 書 又 は そ の 写 し の 提 出 が あ
る も の に あ っ て は 、 当 該 提 出 に 係 る 一 の 建 築 物 の 部 分 の 床 面 積 を
除 いた 床 面 積) 」 を 加 え 、 「 第 139 号 の 9 イ (ア) 及 び (イ) 」 を 「 第 13
9 号 の 9 イ 」 に 改 め る 。

第 7 条 た だ し 書 を 削 る 。

(横 浜 市 斜 面 地 に お け る 地 下 室 建 築 物 の 建 築 及 び 開 発 の 制 限 等 に
関 す る 条 例 の 一 部 改 正)

第 2 条 横 浜 市 斜 面 地 に お け る 地 下 室 建 築 物 の 建 築 及 び 開 発 の 制 限
等 に 関 す る 条 例 (平 成 16 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 4 号) の 一 部 を 次 の
よ う に 改 正 す る 。

第 2 条 第 2 項 第 1 号 中 「 又 は 長 屋 」 を 「 、 長 屋 又 は 老 人 ホ ー ム
、 福 祉 ホ ー ム そ の 他 こ れ ら に 類 す る も の 」 に 改 め る 。

第 5 条 第 1 項 中 「 の 最 も 低 い 位 置 」 を 削 る 。

(横 浜 市 建 築 基 準 条 例 の 一 部 改 正)

第 3 条 横 浜 市 建 築 基 準 条 例 (昭 和 35 年 10 月 横 浜 市 条 例 第 20 号) の
一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

目 次 中 「 住 宅 地 下 室 」 を 「 住 宅 等 の 地 下 室 」 に 改 め る 。

第 4 条 の 2 第 2 項 中 「 。 次 章 に お い て 同 じ 」 を 削 り 、 「 そ の 接
す る 部 分 に 主 要 な 出 入 口 」 の 次 に 「 (建 築 物 の 主 要 な 出 入 口 に 通
じ る も の を い う 。 以 下 こ の 条 、 第 5 条 第 1 項 、 第 24 条 第 1 項 及 び
第 2 項 、 第 29 条 第 1 項 及 び 第 2 項 、 第 47 条 の 2 第 5 号 (幼 稚 園 、
小 学 校 、 特 別 支 援 学 校 又 は 児 童 福 祉 施 設 等 (令 第 115 条 の 3 第 1
号 の 児 童 福 祉 施 設 等 を い う 。 以 下 同 じ 。) の 用 途 に 供 す る 建 築 物
の 敷 地 の 主 要 な 出 入 口 に 限 る 。) 、 第 52 条 第 1 項 か ら 第 3 項 ま で
並 び に 第 53 条 第 1 項 に お い て 同 じ 。) 」 を 加 え る 。

第 1 章 の 3 の 章 名 中 「 住 宅 地 下 室 」 を 「 住 宅 等 の 地 下 室 」 に 改
め る 。

第 4 条 の 5 第 1 項 中 「 及 び 準 住 居 地 域 」 を 「 、 準 住 居 地 域 及 び
用 途 地 域 の 指 定 の な い 区 域 」 に 改 め 、 同 条 第 4 項 第 1 号 中 「 又 は
長 屋 」 を 「 、 長 屋 又 は 老 人 ホ ー ム 、 福 祉 ホ ー ム そ の 他 こ れ ら に 類
す る も の 」 に 改 め る 。

第 5 条 第 1 項 中 「 学 校 、 」 を 「 学 校 (幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園
を 除 く 。 第 9 条 に お い て 同 じ 。) 、 」 に 改 め る 。

第 9 条 中 「 又 は 準 耐 火 建 築 物 」 を 「 、 準 耐 火 建 築 物 又 は 法 第 27
条 第 1 項 の 規 定 に 適 合 す る 建 築 物 」 に 改 め る 。

第 14 条 た だ し 書 中 「 令 第 115 条 の 2 の 2 第 1 項 第 1 号 の 規 定 」
を 「 1 時 間 準 耐 火 基 準 」 に 改 め る 。

第 16 条 第 1 項 中 「 、 耐 火 建 築 物 」 の 次 に 「 又 は 法 第 27 条 第 1 項
の 規 定 に 適 合 す る 建 築 物 (令 第 110 条 第 2 号 に 掲 げ る 基 準 に 適 合
す る も の に 限 る 。) 」 を 加 え 、 同 項 た だ し 書 を 次 の よ う に 改 め る

。

ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、この限りでない。

(1) 下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供するもの（2階の一部を病院、診療所、ホテル、旅館、簡易宿所又は児童福祉施設等の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が400平方メートルを超えるものを除く。）で、法第2条第9号の3イに該当する準耐火建築物（1時間準耐火基準その他規則で定める基準に適合するものに限る。）とした場合

(2) 法第27条第1項の規定に適合する建築物（主要構造部について、令第110条第1号に掲げる基準に適合するもので国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）とした場合

第17条第1項中「又は準耐火建築物」を「、準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する建築物」に改める。

第23条第1項中「耐火建築物」の次に「又は法第27条第1項の規定に適合する建築物（令第110条第2号に掲げる基準に適合するものに限る。）」を加える。

第23条の2ただし書、第23条の3第3号及び第23条の4第1項第1号ただし書中「令第115条の2の2第1項第1号の規定」を「1時間準耐火基準」に改める。

第28条第1項中「又は準耐火建築物」を「、準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する建築物」に改める。

第33条第1項中「令第115条の2の2第1項第1号の規定」を「1時間準耐火基準」に改める。

第47条に次の1項を加える。

3 第1項の場合において、同項の敷地がそれぞれ同項の表に掲げる幅員の道路に1箇所下同表に掲げる長さで接する部分以外の部分について、前項第2号の条件に該当するときは、当該部分についても自動車用の出入口を設けることができる。

第48条第2項第2号中「ターンテーブル」を「装置」に改め、同条第3項中「又は当該装置に収容する自動車を回転させるために設けるターンテーブル」を削る。

第49条第2項第1号中「令第115条の2の2第1項第1号の規定」を「1時間準耐火基準」に改める。

第52条第2項中「道路に」の次に「1箇所で」を加える。

第53条の8の次に次の1条を加える。

（特殊の構造方法又は建築材料を用いる建築物に対する基準の適用の特例）

第53条の9 第1章から第2章の2までの規定は、法第38条（法

第 67 条 の 2 及 び 法 第 67 条 の 4 に お い て 準 用 す る 場 合 を 含 む 。)
の 規 定 に よ り 認 定 を 受 け た 構 造 方 法 又 は 建 築 材 料 を 用 い る 建 築
物 に つ い て は 、 市 長 が そ の 構 造 方 法 又 は 建 築 材 料 が 第 1 章 か ら
第 2 章 の 2 ま で の 規 定 に 適 合 す る も の と 同 等 以 上 の 効 力 が あ る
と 認 め て 許 可 し た 場 合 に お い て は 、 適 用 し な い 。

第 56 条 第 1 項 中 「 つ い て は 」 の 次 に 「 、 法 第 3 条 第 3 項 第 3 号
及 び 第 4 号 の 規 定 に か か わ ら ず 」 を 加 え 、 同 条 第 2 項 及 び 第 3 項
中 「 お い て は 」 の 次 に 「 、 法 第 3 条 第 3 項 第 3 号 及 び 第 4 号 の 規
定 に か か わ ら ず 」 を 加 え 、 同 条 第 4 項 中 「 場 合 は 」 の 次 に 「 、 法
第 3 条 第 3 項 第 3 号 及 び 第 4 号 の 規 定 に か か わ ら ず 」 を 加 え る 。

第 56 条 の 5 を 次 の よ う に 改 め る 。

第 56 条 の 5 削 除

第 56 条 の 7 第 1 項 に 次 の 1 号 を 加 え る 。

(19) 第 53 条 の 9 の 規 定 に 基 づ く 許 可

第 58 条 第 1 項 中 「 設 計 者 (」 の 次 に 「 設 計 図 書 に 記 載 さ れ た 認
定 建 築 材 料 等 の 全 部 又 は 一 部 と し て 当 該 認 定 建 築 材 料 等 の 全 部 又
は 一 部 と 異 な る 建 築 材 料 又 は 建 築 物 の 部 分 を 引 き 渡 し た 場 合 に お
い て は 当 該 建 築 材 料 又 は 建 築 物 の 部 分 を 引 き 渡 し た 者 、 」 を 加 え
、 「 に お い て は 、 」 を 「 (設 計 図 書 に 記 載 さ れ た 認 定 建 築 材 料 等
と 異 な る 建 築 材 料 又 は 建 築 物 の 部 分 を 引 き 渡 さ れ た 場 合 に お い て
、 当 該 建 築 材 料 又 は 建 築 物 の 部 分 を 使 用 し て 工 事 を 施 工 し た 場 合
を 除 く 。) に お い て は 」 に 改 め る 。

(横 浜 市 特 別 工 業 地 区 建 築 条 例 の 一 部 改 正)

第 4 条 横 浜 市 特 別 工 業 地 区 建 築 条 例 (平 成 10 年 2 月 横 浜 市 条 例 第
2 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

別 表 4 の 項 中 「 身 体 障 害 者 福 祉 ホ ー ム 」 を 「 福 祉 ホ ー ム 」 に 改
め る 。

附 則

(施 行 期 日)

1 こ の 条 例 は 、 平 成 27 年 6 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

(経 過 措 置)

2 第 1 条 の 規 定 に よ る 改 正 後 の 横 浜 市 手 数 料 条 例 の 規 定 は 、 こ の
条 例 の 施 行 の 日 (以 下 「 施 行 日 」 と い う 。) 以 後 の 申 請 に 係 る 手
数 料 に つ い て 適 用 し 、 施 行 日 前 の 申 請 に 係 る 手 数 料 に つ い て は 、
な お 従 前 の 例 に よ る 。

3 第 2 条 の 規 定 に よ る 改 正 後 の 横 浜 市 斜 面 地 に お け る 地 下 室 建 築
物 の 建 築 及 び 開 発 の 制 限 等 に 関 す る 条 例 の 規 定 は 、 施 行 日 以 後 に
建 築 、 大 規 模 の 修 繕 又 は 大 規 模 の 模 様 替 の 工 事 に 着 手 す る 老 人 ホ
ー ム 、 福 祉 ホ ー ム そ の 他 こ れ ら に 類 す る も の 及 び そ の 敷 地 (施 行
日 前 に 横 浜 市 開 発 事 業 の 調 整 等 に 関 す る 条 例 (平 成 16 年 3 月 横 浜

市 条 例 第 3 号) 第 13 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 開 発 事 業 計 画 書 の 提 出
を 行 っ た 同 条 例 第 2 条 第 2 号 ア の 開 発 行 為 に 係 る 老 人 ホ ー ム 、 福
祉 ホ ー ム そ の 他 こ れ ら に 類 す る も の 及 び そ の 敷 地 を 除 く 。) に つ
い て 適 用 す る 。

- 4 この 条 例 の 施 行 前 に し た 第 3 条 の 規 定 に よ る 改 正 前 の 横 浜 市 建
築 基 準 条 例 に 違 反 す る 行 為 に 対 す る 罰 則 の 適 用 に つ い て は 、 な お
従 前 の 例 に よ る 。

規 則

横 浜 市 事 務 分 掌 規 則 等 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。
平 成 27 年 5 月 29 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 規 則 第 65 号

横 浜 市 事 務 分 掌 規 則 等 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

(横 浜 市 事 務 分 掌 規 則 の 一 部 改 正)

第 1 条 横 浜 市 事 務 分 掌 規 則 (昭 和 27 年 10 月 横 浜 市 規 則 第 68 号) の
一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 8 条 建 築 指 導 部 の 項 建 築 安 全 課 の 部 第 4 号 中 「 第 18 条 第 22 項
た だ し 書 」 を 「 第 18 条 第 24 項 た だ し 書 」 に 改 め 、 同 部 第 8 号 中 「
第 18 条 第 15 項 及 び 第 18 項 」 を 「 第 18 条 第 17 項 及 び 第 20 項 」 に 、 「
同 条 第 16 項 及 び 第 19 項 」 を 「 同 条 第 18 項 及 び 第 21 項 」 に 改 め 、 同
部 第 17 号 中 「 第 6 条 の 2 第 11 項 」 を 「 第 6 条 の 2 第 6 項 」 に 改 め
る 。

(緑 の 環 境 を つ く り 育 て る 条 例 施 行 規 則 の 一 部 改 正)

第 2 条 緑 の 環 境 を つ く り 育 て る 条 例 施 行 規 則 (平 成 16 年 8 月 横 浜
市 規 則 第 82 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 6 条 第 1 項 た だ し 書 中 「 第 18 条 第 14 項 」 を 「 第 18 条 第 16 項 」
に 改 め る 。

(横 浜 市 中 高 層 建 築 物 等 の 建 築 及 び 開 発 事 業 に 係 る 住 環 境 の 保 全
等 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 の 一 部 改 正)

第 3 条 横 浜 市 中 高 層 建 築 物 等 の 建 築 及 び 開 発 事 業 に 係 る 住 環 境 の
保 全 等 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 (平 成 5 年 8 月 横 浜 市 規 則 第 92 号)
の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 12 条 第 2 号 中 「 第 67 条 の 2 第 3 項 第 2 号 」 を 「 第 67 条 の 3 第
3 項 第 2 号 」 に 改 め 、 同 条 第 4 号 中 「 又 は 第 53 条 第 2 項 」 を 「 、
第 53 条 第 2 項 又 は 第 53 条 の 9 」 に 改 め る 。

(横 浜 市 狭 あ い 道 路 の 整 備 の 促 進 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 の 一 部 改
正)

第 4 条 横 浜 市 狭 あ い 道 路 の 整 備 の 促 進 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 (平
成 7 年 4 月 横 浜 市 規 則 第 58 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 6 条 第 5 号 中 「 又 は 第 53 条 第 2 項 」 を 「 、 第 53 条 第 2 項 又 は
第 53 条 の 9 」 に 改 め る 。

(横 浜 市 建 築 基 準 法 施 行 細 則 の 一 部 改 正)

第 5 条 横 浜 市 建 築 基 準 法 施 行 細 則 (昭 和 38 年 2 月 横 浜 市 規 則 第 13
号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 1 条 中 「 並 び に 横 浜 市 手 数 料 条 例 (平 成 12 年 3 月 横 浜 市 条 例

第32号)のうち法、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。)、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。)及び都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「低炭素法」という。)の規定に基づく申請に係る手数料に関する規定」を削る。

第9条第1項中「第86条の2第1項」の次に「、法第86条の8第1項若しくは第3項」を、「図書」の次に「及び書類」を加える。

第17条の3第1項中「第18条第14項」を「第18条第16項」に、「第17項」を「第19項」に改める。

第17条の5第3項中「第18条第14項及び第17項」を「第18条第16項及び第19項」に改める。

第20条第9号中「又は車路」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(耐火建築物等とすることを要しない下宿、共同住宅又は寄宿舍の用途に供する建築物に関する基準)

第20条の2 条例第16条第1項第1号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

(1) 下宿の各宿泊室、共同住宅の各住戸又は寄宿舍の各寝室(以下「各宿泊室等」という。)に避難上有効なバルコニーその他これに類するものが設けられていること。ただし、各宿泊室等から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路が直接外気に開放されたものであり、かつ、各宿泊室等の当該通路に面する開口部に法第2条第9号の2ロに規定する防火設備が設けられている場合においては、この限りでない。

(2) 建築物の周囲(開口部(居室に設けられたものに限る。))がある外壁に面する部分に限り、道に接する部分を除く。)に幅員が3メートル以上の通路(敷地の接する道まで達するものに限る。)が設けられていること。ただし、次に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。

ア 各宿泊室等に避難上有効なバルコニーその他これに類するものが設けられていること。

イ 各宿泊室等から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路が直接外気に開放されたものであり、かつ、各宿泊室等の当該通路に面する開口部に法第2条第9号の2ロに規定する防火設備が設けられていること。

ウ 政令第129条の2の3第1項第1号ハ(2)に掲げる基準に適合していること。

- (3) 3 階 の 各 宿 泊 室 等 (各 宿 泊 室 等 の 階 数 が 2 以 上 で あ る も の に あ っ て は 2 階 以 下 の 階 の 部 分 を 含 む 。) の 外 壁 の 開 口 部 及 び 当 該 各 宿 泊 室 等 以 外 の 部 分 に 面 す る 開 口 部 (外 壁 の 開 口 部 又 は 直 接 外 気 に 開 放 さ れ た 廊 下 、 階 段 そ の 他 の 通 路 に 面 す る 開 口 部 に あ っ て は 、 当 該 開 口 部 か ら 90 セ ン チ メ ー ト ル 未 満 の 部 分 に 当 該 各 宿 泊 室 等 以 外 の 部 分 の 開 口 部 が な い も の 又 は 当 該 各 宿 泊 室 等 以 外 の 部 分 の 開 口 部 と 50 セ ン チ メ ー ト ル 以 上 突 出 し た ひ さ し 等 (ひ さ し 、 袖 壁 そ の 他 こ れ ら に 類 す る も の で 、 そ の 構 造 が 、 政 令 第 129 条 の 2 の 3 第 1 項 第 1 号 ハ (2) に 規 定 す る 構 造 で あ る も の を い う 。) で 防 火 上 有 効 に 遮 ら れ て い る も の を 除 く 。) に 法 第 2 条 第 9 号 の 2 ロ に 規 定 す る 防 火 設 備 が 設 け ら れ て い る こ と 。

第 23 条 から 第 25 条 ま で を 削 り 、 第 26 条 を 第 23 条 と す る 。

別 表 第 1 (5) の 項 中 「 タ ー ン テ ー ブ ル 」 を 「 自 動 車 を 安 全 に 回 転 さ せ る こ と が で き る 装 置 」 に 改 め 、 同 表 (12) の 項 中 「 政 令 第 115 条 の 2 の 2 第 1 項 第 1 号 に 規 定 す る 部 分 」 を 「 主 要 構 造 部 で あ る 壁 、 柱 、 床 、 は り 及 び 屋 根 の 軒 裏 」 に 改 め 、 同 表 (14) の 項 中 「

条 例 第 16 条 第 1 項 本 文 の 規 定 が 適 用 さ れ る 建 築 物	各 階 平 面 図	開 口 部 及 び 防 火 設 備 の 位 置
		耐 力 壁 及 び 非 耐 力 壁 の 位 置
		外 壁 、 そ で 壁 、 塀 そ の 他 こ れ ら に 類 す る も の の 位 置 及 び 高 さ
	耐 火 構 造 等 の 構 造 詳 細 図	主 要 構 造 部 及 び 防 火 設 備 の 断 面 の 構 造 、 材 料 の 種 別 及 び 寸 法
条 例 第 16 条 第 1 項 た だ し 書 の 規 定 が 適 用 さ れ る 建 築 物	配 置 図	敷 地 内 に お け る 通 路 の 位 置 及 び 幅 員
	各 階 平 面 図	開 口 部 及 び 防 火 設 備 の 位 置
		耐 力 壁 及 び 非 耐 力 壁 の 位 置
		避 難 上 有 効 な バ ル コ ニ ー の 位 置
	2 面 以 上 の 立 面 図	政 令 第 115 条 の 2 の 2 第 1 項 第 3 号 に 規 定 す る 窓 そ の 他 の 開 口 部 の 構 造
	耐 火 構 造 等 の 構 造 詳 細 図	政 令 第 115 条 の 2 の 2 第 1 項 第 1 号 に 規 定 す る 部 分 、 同 項 第 4 号 ハ に 規 定 す る ひ さ し そ の 他 こ れ に 類 す る も の 及 び 防 火 設 備 の 断 面 の 構 造 、 材 料 の 種 別 及 び 寸 法

を

」

「

条例第16条第1項本文の規定が適用される建築物	各階平面図	開口部及び防火設備の位置
		耐力壁及び非耐力壁の位置
		外壁、袖壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ
	耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
	法第27条第1項の規定に適合する建築物	法第27条第1項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
条例第16条第1項第1号の規定が適用される建築物	配置図	敷地内における通路の位置及び幅員
	各階平面図	開口部及び防火設備の位置
		耐力壁及び非耐力壁の位置
	耐火構造等の構造詳細図	避難上有効なバルコニーの位置
		主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏、政令第129条の2の3第1項第1号ハ(2)に規定するひさしその他これに類するもの並びに防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
条例第16条第1項第2号の規定が適用される建築物	配置図	敷地内における通路の位置及び幅員
	各階平面図	開口部及び防火設備の位置
		耐力壁及び非耐力壁の位置
	耐火構造等の構造詳細図	避難上有効なバルコニーの位置
		主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
	法第27条第1項の規定に適合する建築物	法第27条第1項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項

	建 築 物	に 必 要 な 図 書	
--	-------	----------------	--

に 改 め 、 同 表 (20) の 項 中

「

条 例 第 23 条 第 1 項 の 規 定 が 適 用 さ れ る 建 築 物	各 階 平 面 図	開 口 部 及 び 防 火 設 備 の 位 置
		耐 力 壁 及 び 非 耐 力 壁 の 位 置
		外 壁 、 そ で 壁 、 塀 そ の 他 こ れ ら に 類 す る も の の 位 置 及 び 高 さ
	床 面 積 求 積 図	た な 状 居 室 の 床 面 積 の 合 計
	耐 火 構 造 等 の 構 造 詳 細 図	主 要 構 造 部 及 び 防 火 設 備 の 断 面 の 構 造 、 材 料 の 種 別 及 び 寸 法

を

「

条 例 第 23 条 第 1 項 の 規 定 が 適 用 さ れ る 建 築 物	各 階 平 面 図	開 口 部 及 び 防 火 設 備 の 位 置
		耐 力 壁 及 び 非 耐 力 壁 の 位 置
		外 壁 、 袖 壁 、 塀 そ の 他 こ れ ら に 類 す る も の の 位 置 及 び 高 さ
	床 面 積 求 積 図	棚 状 居 室 の 床 面 積 の 合 計
	耐 火 構 造 等 の 構 造 詳 細 図	主 要 構 造 部 及 び 防 火 設 備 の 断 面 の 構 造 、 材 料 の 種 別 及 び 寸 法
	法 第 27 条 第 1 項 の 規 定 に 適 合 す る 建 築 物	法 第 27 条 第 1 項 に 規 定 す る 構 造 方 法 へ の 適 合 性 審 査 に 必 要 な 事 項

に 、 「 た な 状 部 分 」 を 「 棚 状 部 分 」 に 、 「 た な 状 居 室 の 部 分 」 を
「 棚 状 居 室 の 部 分 」 に 改 め 、 同 表 (21) の 項 中 「 政 令 第 115 条 の 2 の
2 第 1 項 第 1 号 に 規 定 す る 部 分 」 を 「 主 要 構 造 部 で あ る 壁 、 柱 、
床 、 は り 及 び 屋 根 の 軒 裏 」 に 改 め 、 同 表 (22) の 項 中

「

条 例 第 23 条 の 3 第 2 号 又 は 第 3 号 の 規 定 が 適 用 さ れ る 建 築 物	配 置 図	避 難 上 有 効 な 開 口 部 の 位 置
	各 階 平 面 図	開 口 部 及 び 防 火 設 備 の 位 置
		耐 力 壁 及 び 非 耐 力 壁 の 位 置
		外 壁 、 そ で 壁 、 塀 そ の 他 こ れ ら に 類 する も の の 位 置 及 び 高 さ
	耐 火 構 造 等 の 構 造 詳 細 図	主 要 構 造 部 及 び 防 火 設 備 の 断 面 の 構 造 、 材 料 の 種 別 及 び 寸 法 又 は 政 令 第 115 条 の 2 の 2 第 1 項 第 1 号 に 規 定 する 部 分 の 断 面 の 構 造 、 材 料 の 種 別 及 び 寸 法

を
「

条 例 第 23 条 の 3 第 2 号 の 規 定 が 適 用 さ れ る 建 築 物	配 置 図	避 難 上 有 効 な 開 口 部 の 位 置
	各 階 平 面 図	開 口 部 及 び 防 火 設 備 の 位 置
		耐 力 壁 及 び 非 耐 力 壁 の 位 置
		外 壁 、 袖 壁 、 塀 そ の 他 こ れ ら に 類 する も の の 位 置 及 び 高 さ
	耐 火 構 造 等 の 構 造 詳 細 図	主 要 構 造 部 及 び 防 火 設 備 の 断 面 の 構 造 、 材 料 の 種 別 及 び 寸 法
条 例 第 23 条 の 3 第 3 号 の 規 定 が 適 用 さ れ る 建 築 物	配 置 図	避 難 上 有 効 な 開 口 部 の 位 置
	各 階 平 面 図	開 口 部 及 び 防 火 設 備 の 位 置
		耐 力 壁 及 び 非 耐 力 壁 の 位 置
		外 壁 、 袖 壁 、 塀 そ の 他 こ れ ら に 類 する も の の 位 置 及 び 高 さ
	耐 火 構 造 等 の 構 造 詳 細 図	主 要 構 造 部 で ある 壁 、 柱 、 床 、 は り 及 び 屋 根 の 軒 裏 の 断 面 の 構 造 、 材 料 の 種 別 及 び 寸 法

に 改 め 、 同 表 (23) の 項 中 「そ で 壁」 を 「袖 壁」 に 、 「政 令 第 115 条
の 2 の 2 第 1 項 第 1 号 に 規 定 する 部 分」 を 「主 要 構 造 部 で ある 壁
、 柱 、 床 、 は り 及 び 屋 根 の 軒 裏」 に 改 め 、 同 表 (33) の 項 中 「政 令 第
115 条 の 2 の 2 第 1 項 第 1 号 に 規 定 する 部 分」 を 「主 要 構 造 部 で
ある 壁 、 柱 、 床 、 は り 及 び 屋 根 の 軒 裏」 に 改 め 、 同 表 (48) の 項 中 「
タ ー ン テ ー ブ ル」 を 「自 動 車 を 安 全 に 回 転 さ せ る こ と が で き る 装
置」 に 改 め 、 同 表 中 (58) の 2 の 項 を (58) の 2 の 2 の 項 と し 、 (58) の 項 の
次 に 次 の よ う に 加 え る 。

(58)	条 例 第 53 条 の の 9 の 規 定 が 適 2 用 さ れ る 建 築 物	条 例 第 53 条 の 9 の 許 可 の 内 容 に 適 合 す る こ と の 確 認 に 必 要 な 図 書	当 該 許 可 に 係 る 建 築 物 の 敷 地 、 構 造 、 建 築 設 備 又 は 用 途 に 関 す る 事 項
------	---	---	---

別表第4(5)の項中「第68条の26」を「第68条の25」に、「第20条第1号」を「第20条第1項第1号」に改め、同表(5)の2の項中「第68条の26」を「第68条の25」に改める。

第5号様式第2面、第5号様式の4第2面及び第6号様式第2面中

「【ロ．用途地域】」

を

「【ロ．用途地域等】」

に、

「【ロ．地階の住宅の部分】」

を

「【ロ．地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】」

に、

「【ル．延べ面積】

() () ()

【ヲ．容積率】

() () () 」

を

「【ル．老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】

() () ()

【ヲ．延べ面積】

() () ()

【ワ．容積率】

() () () 」

に改める。

第14号様式から第16号様式までを削る。

附 則

(施 行 期 日)

1 この規則は、平成27年6月1日から施行する。

(経 過 措 置)

- 2 この規則の施行の際現に第5条の規定による改正前の横浜市建築基準法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

そ の 他

係事務分担の一部改正

横浜市係設置規程（昭和35年5月達第10号）の規定に基づき、係の分担事務を次のように改正し、平成27年6月1日から施行する。

第7号建築指導部の項建築安全課の部意匠係の分担事務3中「同条第15項及び第18項」を「同条第17項及び第20項」に、「同条第16項及び第19項」を「同条第18項及び第21項」に改め、同部意匠係の分担事務4中「第18条第22項ただし書」を「第18条第24項ただし書」に改め、同部建築安全係の分担事務5中「第6条の2第11項」を「第6条の2第6項」に改める。